

公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により地域農業経営基盤強化促進計画を策定したので、同条第 8 項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画を浜田市産業経済部農林振興課、金城支所産業建設課、旭支所産業建設課、弥栄支所産業建設課及び三隅支所産業建設課において縦覧に供します。

令和 8 年 3 月 4 日

浜田市長 三 浦 大 紀

地域農業経営基盤強化促進計画の縦覧場所

浜田市役所	浜田市殿町 1 番地	産業経済部農林振興課
金城支所	浜田市金城町下来原 171 番地	産業建設課
旭支所	浜田市旭町今市 637 番地	産業建設課
弥栄支所	浜田市弥栄町長安本郷 542 番地 1	産業建設課
三隅支所	浜田市三隅町三隅 1434 番地	産業建設課